

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第1区分
 【発行日】平成19年9月27日(2007.9.27)

【公開番号】特開2005-172794(P2005-172794A)
 【公開日】平成17年6月30日(2005.6.30)
 【年通号数】公開・登録公報2005-025
 【出願番号】特願2004-247633(P2004-247633)
 【国際特許分類】

G 0 1 L 5/00 (2006.01)
F 1 6 C 19/18 (2006.01)
F 1 6 C 19/52 (2006.01)
F 1 6 C 33/38 (2006.01)
F 1 6 C 33/58 (2006.01)
F 1 6 C 41/00 (2006.01)
G 0 1 L 5/16 (2006.01)
G 0 1 L 5/20 (2006.01)

【F I】

G 0 1 L 5/00 K
 F 1 6 C 19/18
 F 1 6 C 19/52
 F 1 6 C 33/38
 F 1 6 C 33/58
 F 1 6 C 41/00
 G 0 1 L 5/16
 G 0 1 L 5/20

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月15日(2007.8.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0069

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0069】

更に、本実施例の場合には、総ての速度検出用センサ24a、24b、15aが検出信号を発していない場合でも、前記加算回路40から上記出力信号線32aに、少なくとも前記既知の電圧 V_{ref} 分の信号が送り込まれる。従って、前記分離回路41を設けた、この信号を受け取る側で、上記既知の電圧 V_{ref} 分の信号が送られて来るか否かを見れば、上記出力信号線32aを含むケーブル37が断線しているか否かを判定できる。この為、転がり軸受ユニットの荷重測定装置の信頼性の向上を図れる。尚、速度検出用センサ24a、24b、15aの出力飽和電圧は、構造により多少異なるが、通常0.1V程度である。この出力飽和電圧を利用する事により、上記出力信号線32a内に送り込む信号に上記既知の電圧 V_{ref} 分を加算しなくても、この出力信号線32aを含むケーブル37の断線の有無を判定する事は、理論的には可能である。但し、上記出力飽和電圧は、この断線の有無を判定する為には低過ぎて、誤動作の危険性がある。この為本実施例の場合には、確実に断線を検出すべく、上記出力信号線32a内に送り込む信号に、上記出力飽和電圧よりも大きい、上記既知の電圧 V_{ref} 分を加算している。そして、上記速度検出用センサ24a、24b、15aの出力が総てLOWの場合にも、上記出力信号線32aに、上記既知の電圧 V_{ref} (0.2V以上)を送り込む様にしている。